○多古町道路占用料に関する条例

別表(第2条)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770円
	第2種電柱		1,200円
	第3種電柱		1,600円
	第1種電話柱		690円
	第2種電話柱		1,100円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		53円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円
	地下に設ける変圧器	占用面積1m^2につき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		450円
	広告塔	表示面積1m^2につき1年	1,100円
	その他のもの	占用面積1m^2につき1年	1,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		
	外径が0.1m以上0.15m未満		53円

	のもの			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			71円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			140円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			360円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			
	外径が1m以上のもの			710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1m²につき1年	1,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			710円
	地下に設ける通路			360円
	その他のもの			1,100円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m²につき1日	11円
	その他のもの		占用面積1m²につき1月	110円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m²につき1月	110円
		その他のもの	表示面積1m²につき1年	1,100円
	標識		1本につき1年	850円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本につき1日	11円

		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	110円
	幕(施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円
		その他のもの		540円
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用資材			占用面積1㎡につき1月	110円
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110円

備考

1　第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2　第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱

に設置する電線をいうものとする。

4　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算するものとする。

6　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月割で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

7　占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。